

エコツーリズムの定義

《環境省》

エコツーリズムとは

環境大臣を議長とした「エコツーリズム推進会議」(平成15年～平成16年)ではエコツーリズムの概念を「自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた」としました。

「エコツーリズム推進法」(平成19年法律第105号)においては、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育の場としての活用」を基本理念としています。

エコツーリズムとは、地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みです。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取り組みによって地域社会そのものが活性化されていくと考えられます。

取り組みを進めていくことで、

「私が変わる」	自然の美しさ・奥深さに気づき自然を愛する心が芽生え、地球環境問題や環境保全に関する行動につながっていく
「地域が変わる」	地域固有の魅力を見直すことで、地元で自信と誇りを持ち生き生きとした地域になる
「そしてみんなが変わる」	私たちの自然や文化を守り未来への遺産として引き継いでいく活力ある持続的な地域となる

まさに今、私たちが、未来のためにできる取り組みのひとつです。

《NPO 法人 日本エコツーリズム協会》

日本エコツーリズム協会が考える「エコツーリズム」の定義

前文

日本はもとより国際的にもエコツーリズムに関する確立した定義がない現状に鑑み、当日本エコツーリズム協会は次のように考え、その健全な普及と推進を図ります。

本文

エコツーリズムとは

1. 自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させること。
2. 観光によってそれらの資源が損なわれないよう、適切な管理に基づく保護・保全をまかせること。
3. 地域資源の健全な存続による地域経済への波及効果が実現することをねらいとする。資源の保護+観光業の成立+地域振興の融合をめざす観光の考え方である。それにより、旅行者に魅力的な地域資源とのふれあいの機会が永続的に提供され、地域の暮らしが安定し、資源が守られていくことを目的とする。

付記

上記エコツーリズムの概念を定義付けするにあたっての考え方

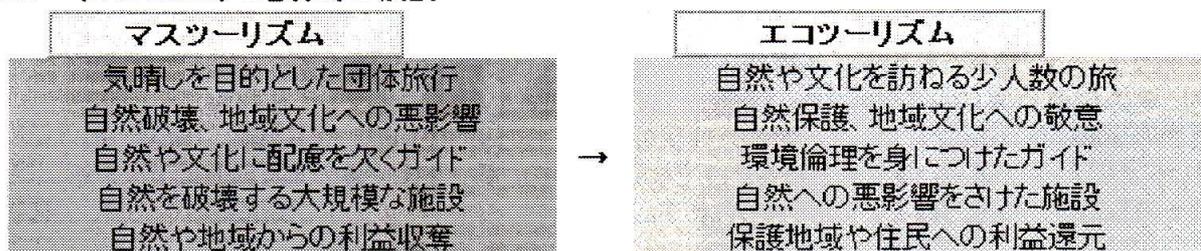
1. エコツアーとは、こういったエコツーリズムの考え方に基づいて実践されるツアーの一形態である。
2. エコツーリズムの健全な推進を図るためには旅行者、地域住民、観光業者、研究者、行政の5つの立場の人々の協力がバランス良く保たれることが不可欠である。
3. 環境の保全を図りながら観光資源としての魅力を享受し、地域への関心を深め理解を高めてもらう手段としてのプログラムがつけられるべきであり、地域・自然・文化と旅行者の仲介者(インタープリテーションの能力を持ったガイド)が存在することが望ましい。

《日本自然保護協会》

資料集『NACS-Jエコツーリズム・ガイドライン』より一部抜粋

旅行者が、生態系や地域文化に悪影響を及ぼすことなく、自然地域を理解し、鑑賞し、楽しむことができるよう、環境に配慮した施設および環境教育が提供され、地域の自然と文化の保護・地域経済に貢献することを目的とした旅行形態（注1）

エコツーリズムにおける各分野の役割



旅行者の役割 (エコツーリスト)

エコツーリストとしての自覚を持つ
 自然と地域文化への敬意
 生態系の一員としてふるまう
 地域の伝統、経済に悪影響を与えない

ガイドの役割 (ツアーオペレーター)

環境倫理を身につけたガイドになる
 自然と地域文化の理解と解説
 自然へのローインパクトの指導
 地域文化との摩擦を防ぐ方法の指導

送り手の役割 (旅行会社)

エコツーリズムのデザイナーとしての責任
 自然と地域文化に配慮した旅行デザイン
 旅行者、ガイド、地域のコーディネート
 保護地域あるいは地域への利益の還元

受け手の役割 (自然公園、宿泊施設etc.)

自然と地域文化への誇りを持つ
 自然の収容力、環境への影響に配慮した施設
 旅行者および住民に対する環境教育の提供
 保護地域や住民に対する利益還元のシステム

《エコツーリズムガイドの登録・認定基準について》

- 登録基準と認定基準を検討する際に、〈登録⇒OJT⇒認定⇒ガイドツアーの実施〉というフロー、一般観光ガイドとエコツーリズムガイドを分けて考えてみると理解しやすいと考える。

i) **観光ガイド**=観光ガイドとして来訪客を迎え入れ、奄美群島に関する一般的事柄について案内・説明できること。

奄美群島の概要についての概略的知識を持っている外、①来訪客に対する「もてなし」の心、②地理・交通についての知識、③奄美群島の歴史・文化についての説明力などが登録要件になる。

登録されたガイドは奄美群島においてガイド業につくことができる。

ii) **エコツーリズムガイド**=観光ガイドの基本的な要件に加え、エコツーリズムについての正しい認識を持っていることが認定要件になる。

エコツーリズム憲章およびガイドラインを正しく理解していること、それらに記述されていることを実行する能力を持っていることなどが認定要件になる。認定されることは、奄美群島において個別のエコツアーをガイドするための必要条件である。

iii) **個別エコツアーのガイド**=エコツーリズムガイドに認定された人が、実際にエコツアーをガイドする場合は、エコツアーの対象となる分野（希少生物、自然環境保全、伝統的文化、歴史資源、生活文化など）について案内・説明する能力を持っている必要がある。したがって、個別の対象ポイントごとに定められた認定基準をクリアしなければならない。

この認定基準は、個別の対象ポイントごとにするか、分野ごとにするかについては別途検討する。

- i)、ii) を合わせた形で「登録」とし、「認定」はiii) に対するものとして整理する必要がある。「登録」は人材育成プログラムのカリキュラムに則った講座の受講などが要件になる。
- 「認定」については複数の分野を申請することも可能とする。それぞれの分野についての認定基準は、専門家も交えた審査部会（推進協議会内）が、各分野の対象ポイントが存在する地区の意見を集約しながら決定する。

《登録・認定要件について》

＜登録基準＞

- 「やる気がある人」が、一定の知識、エコツーリズムに対する理解があれば登録基準を満たすと考えて基準を設定する。

【基準】

i) 決められた講座の受講、終了。

※ 講座を受講し、コースを終了したということで「やる気」があることとし、終了したことによって「奄美群島についての基本的知識」と「エコツーリズムに対する理解」は身についたと考えてよい。

※ 講座には、「奄美群島の自然、歴史、文化」「ガイドの基礎」「エコツーリズムの基本的な考え方」「エコガイドの共通ルール」などが含まれる。

ii) 各地のガイド連絡協議会のような組織への加入。居住地区に組織がない場合は、同地区の受講生（分野は異なっても良い）とともに設立する。

※ ツアーを実施するには単独では困難であり、技術的にも上達しない。

< 認定基準 >

- 認定は分野別に行う必要がある。動植物の分野でも動物に詳しい人でも植物には詳しくない人もいるであろうし、魚介類も同様と考えられる。伝統的生活文化は全く異なる分野である。同じ植物であっても、島が異なると説明しにくいケースも考えられる。もちろん、複数の分野・地区についてガイドできる人もいると考えられるので、複数の認定を取得することは排除しない。
- 前述したように、分野別・地区別を考慮して認定審査を行う。また、認定基準の細部については、対象ポイントによって、少なくとも分野によって異なるので、審査部会の構成も、分野、地区などによって部分的に入れ替えることを検討する。

【 基準 】

- i) エコガイドとして登録されていること
- ii) エコガイドの組織に加入していること
- iii) エコツアーを5回以上経験（OJTを含む）していること
- iv) 組織の推薦

奄美群島ガイド登録・認定制度

